

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人至学館
② 設置大学名称	至学館大学
③ 担当部署	経営管理局総務課
④ 問合せ先	0562-46-1217
⑤ 点検結果の確定日	令和 8 年 6 月 19 日
⑥ 点検結果の公表日	令和 8 年 7 月 1 日
⑦ 点検結果の掲載先 URL	https://www.sgk.ac.jp/about/information/edu-research/
⑧ 本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

該当なし

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1 ①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	本学の理念・目的及び学部・学科の教育目標等は、大学の学則及び「教学の手引」という冊子に明示しており、毎年度の入学時に学生や教職員に配付して周知・徹底を図っている。その他、「教育方針」を本学のホームページに掲載して、広く社会に公表している。 (掲載先 URL)https://www.sgk.ac.jp/about/policy/
実施項目 1－1 ②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	本学における学位授与方針（DP）、教育課程の編成・実施方針（CP）及び入学者受け入れ方針（AP）（３つのポリシー）は、大学としての基本方針のもとに策定されている。すなわち、本学の教育理念と教育目標を踏まえた上で DP が設定され、次に、それを具現化するための CP が、さらに、その両方を実現化するための AP が一貫性・整合性をもって設定されている。なお、これら３つのポリシーは、本学における教育理念と教育目標を具現化するために一体のものであり、学生の入学から卒業又は修了までの教育活動を実施するための基本的な指針として設定されている。また、これら３つのポリシーについては、本学における教育の質的向上（内部質保証）を図るための自己点検・評価活動の中で常に見直しを行い、必要な改善・向上を図っていくことにしている。
実施項目 1－1 ③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	組織・運営規則に則って、学長は、本法人設立の趣旨及び建学の理念、理事会で定められた方針並びに計画に則り、その他規則・規程等に従って、大学の業務を総理する職責があり、その遂行に必要な権限を有する。副学長は、学長の命を受け、校務を遂行するために必要な権限を有する。また、学長の職務を補佐し、組織間における業務の連絡、調整を図る職責があり、その遂行に必要な権限を有する。学部長は、大学の方針、規則・規程及び承認された計画に従って、学部内の業務を掌理する職責があり、その業務の遂行に必要な権限を有する。教授会は、学長が学生の入学・卒業・学位授与、教育課程の編成等を決定するに当たり、意見を述べるものとなっており、これらに則って運営している。

実施項目 1-1 ④	説明
教職協働体制の確保	本学においては、各種委員会のメンバーが教員と職員で構成されており、運営において教職協働の体制が取られている。教授会においても、経営管理局（法人本部、事務局融合）の管理職が議決権を有して参画している。
実施項目 1-1 ⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	本学における FD 活動は、①学生による授業改善アンケート（授業評価）、②授業公開、③FD 勉強会、を3つの柱として取り組んできており、平成 29 年には各種委員会の再編を行い、現在は FD 関係事業をさらに拡大させて「UD 委員会」を中心に展開している。UD 委員会の下に、FD 運営規程、SD 運営規程を設け、教学マネジメントに係る課題や大学運営に関する動向などを踏まえた上で、毎年度課題を選定して教職員の資質向上を図っている。

原則 1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1-2 ①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	建学の理念、教育理念を大前提とした上で、各部門においてステークホルダーからのアンケートや外部データを活用し、期間を5年に設定して年次ごとに具体的な目標を掲げている。
実施項目 1-2 ②	説明
計画実現のための進捗管理	5年の中期計画は、年次ごとの目標を掲げており、各部門において進捗管理を行っている。並行して年度ごとに事業計画も作成しており、年度末には事業報告書を作成して成果と進捗について公表している。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の理念、教育理念に基づき、全学生が「人間力総合演習」を履修し、大府市などの行政や各種団体などでのボランティア活動、海外ボランティア活動など幅広い要請に応じた活動を行っている。こういった活動を通して、教育理念「人間力の形成」を具現化するために「人間力」として定義している5つの力を身に着けている。その他、市民を対象とした「かりやヘルスアップ大学」を開講しており、多様な社会の要請に応えている。
実施項目 2－1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	大府市をはじめ愛知県及び名古屋市教育委員会、知多市、刈谷市、岐阜県中津川市、三重県、広島県庄原市と包括協定を締結しており、社会課題への対応や産官学連携による地域課題の解決に取り組んでいる。「知の拠点」として、教員の専門性を活かした講演などの実施により、大学としての役割を果たし続けている。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	本学はスポーツに強い大学であり、パラスポーツにも対応できるよう体育施設のバリアフリー化、多目的トイレを設置している。LGBTQIA+への問題意識も共有しており、学生相談室に学生からの相談があれば、即時対応する体制が取られている。
実施項目 2－2 ②	説明
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の面では、役員7名中2名、評議員9名中4名が女性であり、従前に比べて積極的に登用している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1 ①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	私立学校を経営するために必要な知識もしくは経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者という観点から人材の確保を行っている。理事長像としては、これらの資質を備えた上で、内部統制システムを十分に機能させ、各業務にわたる事項を総括・調整するリーダーシップを発揮できる者と捉え、それらに基づいて選出している。
実施項目 3－1 ②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事の責務として、それぞれに主担当業務を確定することで明確化している。主な業務として、財務、教学、総務などがあり、私学法改正により、これまで以上に理事会での業務遂行状況についての情報共有がなされている。また、内部統制システムに関する体制を明確化したことにより、評議員会との意見交換が可能となっている。
実施項目 3－1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	文部科学省をはじめとする各省庁からの情報、学校法人に関係する法令改正などについて、理事会などの場で情報提供を行い、これらに関する各種セミナー（私立大学協会や私学経営主催など）への参加依頼を行っている。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2 ①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事については、理事、他の監事、評議員と利害関係を有していない者を対象とする。会計監査人については、理事、評議員及び学校法人と著しい利害関係を有していない者で、独立した立場で会計監査を実施し、重要な虚偽表示がないかを表明できる者を対象としている。
実施項目 3－2 ②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	年度当初に監査の基準・計画を策定し、理事長を含む理事、監事、法人内部監査室長に対する説明の機会を設けている。監査計画・結果等についても、同様に行っており、監事、法人内部監査室長とは問題点がないか、常に情報共有・意見交換を行っている。

実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	毎年度、私大協会が主催の監事研修会への参加を依頼している。その他、法改正などに関する研修が実施される場合は、積極的な参加を依頼している。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	建学の理念を十分に理解している卒業生及び職員を構成員に加える。職員数の上限は評議員総数の1/3以内とする。また、理事、監事、他の評議員と特別利害関係を有しない者とし、私立学校の教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者として選定する。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集や議決事項は、事前に理事会にて承認を得て通知する。評議員会には、理事長、副理事長（代表執行理事）、監事が出席するため、評議員からの質問や疑問点について意見交換の場を持つことが可能であり、運営の透明性も図られる。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	内部統制システムの体制を理解し、理事会に対して意見表明するためにも、ガバナンスやコンプライアンスに関する情報を、評議員会にて提供するとともに、各種セミナー（私立大学協会や私学経営主催など）への参加依頼を行っている。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	火災、地震、事故・事件などを平日、休日に区分した危機管理マニュアルを整備しており、それに基づいて学生等の安全確保や諸対応をすることとしている。 事業継続計画については、臨機応変な対応が取れるような内容にて策定している。
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	法改正や寄附行為の変更などについて、SD 研修会で取り上げることで法令遵守の徹底を行い、内部通報窓口を設置するとともに、顧問弁護士以外の弁護士を外部窓口として設置することで体制を強化している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	個人情報に関する規則、情報セキュリティポリシーなどを制定して、情報の取扱いについては慎重な取扱いを行っている。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	ステークホルダーへの情報公開において、決算報告などでは専門用語や数値の見方などの解説やグラフを活用することで、わかりやすく工夫をしている。これにより、本学の概要が理解できるよう努めている。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明